

議第 3 号議案

桐生市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記規則案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 4 年 12 月 21 日

提出者 桐生市議会
議会改革調査特別委員会
委員長 園 田 基 博

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

桐生市議会会議規則の一部を改正する規則

桐生市議会会議規則(昭和42年桐生市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第130条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文(点字の場合は訳文を付けること。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議第3号議案 桐生市議会会議規則の一部を改正する規則案

請願者に対し提出時に求めている記名押印を署名又は記名押印に改めるため、所要の改正を行おうとするものです。